

貸金庫規定およびセーフティバッグ保護預り規定改定について

2025 年 5 月 30 日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

本改正には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点が含まれ、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」等が明示され、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、当行では、以下のとおり関連規定を改定いたします。改定後の規定は、従前よりお取り扱いいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

1. 改定の対象となる規定

- ・全自動貸金庫規定
- ・貸金庫規定
- ・セーフティバッグ保護預り規定

2. 改定内容

(1) 主な改定内容

①格納いただけないものに「現金」等（※）を追加

※・現金、その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用防止の観点からリスクが高いと考えられるもの

・危険物や変質、腐敗のおそれがある等、通常の用法による保管に適さないもの

②利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただく旨を追加

(2) 格納いただけない現金について

・日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の 2 点が格納いただけない現金となります。

①日本銀行 HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣

②「①」と肖像が同一である銀行券（2007 年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

詳しくは日本銀行ホームページ（https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/index.htm）をご確認ください。

3. 改定日

2026 年 2 月 1 日（日）

4. お客さまへのお願い

(1) 現在、貸金庫内に現金等を格納されているお客さまにおかれましては、今後、貸金庫をご利用の際に現金等をお取り出しいただきますよう、お願いいたします。

(2) なお、改定後の規定および 2. (1) ②に記載の書面（貸金庫借用およびセーフティバッグ保護預りに関する申告書）につきましては、ご契約者さまに郵送させていただきますので、お手元に届き次第、内容をご確認いただき、ご申告をお願いいたします。

規定改定にともないお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。
本件に関するお問い合わせについては、ご契約いただいているお取引店へお問い合わせください。

以上